

(2) 備蓄品等の確保

発災後の議会活動を継続的に行うことができるよう、議員は、3日間程度分の非常用食料、飲料水及び毛布等を確保するよう努めるものとする。

(3) 防災服等の貸与

議員による災害時等の活動に資するため、全議員に次の備品を貸与する。

防災服上衣	1着	ベルト	1本
防災服上衣(春・夏用)	1着	ヘルメット	1個
防災服下衣	1着	防寒服	1着
制帽	1個	安全靴	1足
		雨合羽	1着

(4) 資格の取得

議員は、災害時に有効な資格の取得に努めるものとする。

(5) 訓練の実施

区が実施する防災訓練等と連携した訓練を実施する。

(6) 審議を継続するための環境の整備

オンライン会議システムの導入など委員会等の審議を継続していくための環境整備については、議会改革特別委員会での議論を踏まえて、将来に向けて検討を進めていくこととする。

8 議会の役割

(1) 発災前

区への対応状況等を把握する。

(2) 発災直後

ア 災害等の発生時において議会支援本部を設置する。

イ 本部員等が得た地域の被災状況などの情報を議会支援本部に一元化するとともに、それらの情報を区災対本部に提供する。

ウ 区災対本部からの災害情報等を、議会支援本部を通じて本部員等に伝達する。

エ 被災状況や被災者等の意見・要望等を議会支援本部において調整するとともに、区災対本部に提案・提言・要望を行う。

(3) 復旧・復興期

ア 区災対本部と連携・協力し、国・都等への要望を行う。

イ 復旧・復興に向けて、必要な条例、予算等を速やかに審議する。

9 議員の役割

(1) 議長（本部長）の役割

議長（本部長）の任務は、次のとおりとする。

ア 議会支援本部設置前

(ア) 議員の自宅、連絡先等をあらかじめ把握しておく。

(イ) 区の対応状況等を把握する。

(ウ) 災害等が会議開会中に発生した場合、必要に応じて会議を休憩又は散会し、区議会事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示を行う。

(エ) 災害の状況及び必要に応じて、議事堂に登庁し、区議会事務局長と対応を協議する。

イ 議会支援本部設置後

(ア) 本部員等の安否等を速やかに確認すること。

(イ) 区災対本部からの情報提供を受け、必要に応じて本部員等へ情報提供する。

(ウ) 本部員等から受けた情報を必要に応じて集約し、区災対本部へ伝達する。

(エ) 必要に応じて区災対本部に要請する。

(オ) 区災対本部からの要請に対し、本部員等と連携・協力する。

(カ) その他必要と認める事項